

会 長 談 話

本日、当会会員が、業務上横領容疑で京都地方検察庁特別刑事部に逮捕されたとの情報に接しました。

被疑事実の真偽については、今後の捜査及び裁判の進捗を待つこととなりますが、依頼者の預かり金等を着服したということが真実であるとすれば、そのような行為は到底許されるものではなく、まことに残念というほかありません。

当会は、これまでも会員の不祥事防止に向けて様々な努力を重ねてきたところではありますが、このような事案が続いたことを踏まえ、会員の弁護士としての責任感と倫理意識をより一層高めるための更なる努力を重ねるとともに、綱紀を保持し、弁護士の社会的信用を損なうことのないよう努めてまいります。

2020年（令和2年）7月7日

大阪弁護士会

会長 川 下 清